

京都府木造住宅耐震診断事業の拡充内容説明会の質問及び回答

この質問及び回答は、平成23年3月18日に綾部市民会館で、3月22日に京都市キャンパスプラザで、3月24日に文化パーク城陽で開催しました、京都府木造住宅耐震診断事業の拡充内容説明会において、参加者の皆様から寄せられました質問について回答しております。なお、回答については以下の方針により作成しております。

- ・同じ主旨の質問は整理し、回答しております。
- ・今回の説明会に直接関係が無いと思われる質問には回答しておりません。

	質問	回答
1	概算工事費の算出にあたって、京都府が示している単価を使用せず、独自の単価を使用してもかまいませんか。	独自の単価使用は不可です。京都府が示している単価を使用して概算工事費の算出をおこなってください。
2	耐震診断士派遣事業において、旧耐震建築物であるかどうかの確認の為、確認通知書又は検査済証の写しが無いと事業をおこなえないのですか。	必ずしも確認通知書又は検査済証の写しの添付が必要という訳ではありません。建築年次が特定できるもの(建築確認の奥書証明書その他の書類)でも可能な場合があります。市町村窓口にてご相談ください。
3	一般診断をおこなうにあたって、京都府では、耐震診断プログラムを指定していますか。	京都府では使用する耐震診断プログラムの指定はしておりません。一般診断法による計算がされていれば手計算でも可能です。ただし、市町村で診断プログラムの指定をされている場合がありますので市町村窓口にてご相談ください。
4	診断プログラムによっては平面モジュールが変更出来ないソフトがあるが、その場合は現況実測において安全側に計算すればよいのですか。	診断プログラムソフトの取扱説明書等で確認してください。
5	評点0.7や1.0はどの程度の震度まで耐えられるものですか。	一般診断における評点は、大地震動での倒壊の可能性を示すものであり、どの震度まで耐えられるかを示す指標ではありません。
6	耐震診断士が自身の住んでいる住宅を市町村の派遣制度を活用して耐震診断してもかまわないのですか。	市町村窓口にてご相談ください。
7	京都府の地震被害想定を案内しているHPを知りたいのですが。	http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/1219912434674.html